

蒲郡市制70周年記念事業冠付けに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市制70周年を記念して実施する事業への冠付けに関して、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称)

第2条 使用できる冠の名称は、「蒲郡市制70周年記念」及び「蒲郡市制70周年記念事業」とする。

(対象事業)

第3条 冠付けの対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、その目的及び内容が蒲郡市制70周年記念事業の基本コンセプト及びテーマに即したものである。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある事業
- (2) 特定の政治団体若しくは宗教及び宗派を支持し、又は反対する意図があると認められる事業
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- (4) 営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 暴力団等と関係があり、又はそのおそれのある事業
- (6) その他冠付けを行うことが不相当と認められる事業

(申請)

第4条 冠付けを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ事業の目的、内容等を記載した蒲郡市制70周年記念事業冠付け承認申請書（第1号様式）に事業の内容を示す資料を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市が主催し、又は共催する事業については、この限りでない。

(承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、冠付けの承認又は不承認を決定し、蒲郡市制70周年記念事業冠付け承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(使用期限)

第6条 冠付けの使用期限は、使用承認を受けた日から令和7年3月31日までとする。

(報告義務)

第7条 市長は、冠付けの承認を受けた事業を適正に執行するため必要に応じ、申請者に当該事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(事業の変更等)

第8条 申請者は、事業の変更又は中止をするときは、あらかじめ市長に報告し、承認を受けなければならない。

(事業の実施報告)

第9条 申請者は、冠付けの承認を受けた事業の終了日から30日以内に、蒲郡市制70周年記念冠付け事業実施報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(冠付けの取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、冠付けの承認を取り消すことができる。

- (1) 冠付けの条件に従わなかったとき。
- (2) 冠付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 冠付けの承認を受けた事業を中止したとき。
- (4) 申請又は事業の実施に当たり不正があったとき。
- (5) その他市長が冠付けを承認した事業の実施を不相当と認めたとき。

(ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用)

第11条 冠付けの承認を受けた事業は、蒲郡市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する取扱要綱(令和6年 月 日施行)の規定にかかわらず、蒲郡市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用することができる。

(所管)

第12条 冠付けに係る事務は、蒲郡市企画政策課において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、冠付けの取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。